

主な財服用語の説明

あ 行

【一般会計】

市村の基本的な経費を経理する会計で、市村の会計の中心をなすもの。

【一般財源】

使い道が特定されておらず、どんな経費にも使用することができる財源のこと。

一般的には地方税、地方交付税、地方譲与税など。

か 行

【基金】

財政の安定化や特定の目的を達成するために資金を積み立てたり、運用したりするために設けられる、市村の「貯金」にあたるもの。

【繰入金】

市村が積み立てているいろいろな基金や他の会計から、一般会計に入れられるお金。

【繰出金】

一般会計から国民健康保険会計・老人保健会計・介護保険会計・水道会計・下水道会計などの特別会計へ出すお金。

【公債費】

市村の借入金（地方債）の返済にあてるお金（元金分、利子分）。

【国・道支出金】

国や道の基準に基づき、市村が公共工事や事務（事業）を行った場合に、一定の割合で支払われる国や道の補助金。

さ 行

【歳出】

市村が公共工事や事務（事業）などの仕事を行う上で、一年間に必要とするお金（支出）の全て。

【歳入】

市村の会計へ一年間に入ってくるお金（収入）の全て。

【人件費】

役所・役場の職員をはじめ、市村長、助役、市村議会議員の給料や報酬、手当や福利厚生に関する支出。

また、農業委員会、選挙管理委員会などの各種行政委員会や協議会・審議会の委員の報酬など。

た 行

【地方交付税】

都道府県や市町村が一定の水準の行政運営ができるよう、国から交付されるお金。

国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税などの一定割合の額が、国から交付される。

なお、地方交付税には、一定の算式により金額が決まる「普通交付税」と災害など特別の財政事情に応じて金額が決まる「特別交付税」とがある。

【地方債（起債）】

大規模な公共事業などで、必要なお金の一部を国や金融機関などから借り入れる、市村の借入金（借金）。

【地方消費税交付金】

地方消費税（5%の消費税の中の1%分）のうち、市村に配分されるもの。

【地方税】

市村が、住民や事業所などからいただく税金。

【積立金】

基金として積み立てるお金。

【特別会計】

特定の事業を行うために、特定の収入と支出を一般会計と区別して経理するための会計。

は 行

【普通会計】

財政状況の把握や自治体同士の財政比較を行うために用いる統一的な会計区分。

3市村では、一般会計と土地取得特別会計を合わせたものが普通会計となる。

【普通建設事業費】

市村が行う公共工事の経費。

【扶助費】

生活保護、社会福祉を中心とした各種助成金（福祉医療費・児童手当など）。

【物件費】

光熱水費や各種委託料、臨時職員の賃金、職員の出張旅費、物品の購入費など。

石狩市・厚田村・浜益村 合併協議会事務局

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

tel. 0133 - 76 - 1101

fax. 0133 - 72 - 5990

URL <http://www.ishi3-gappei.jp>

（合併協議会の内容や関連資料はホームページでも公開しています）

